

遺失、拾得物取扱内規

1 目的

この内規は、大学に届けられた遺失物及び拾得物の取り扱いについて定める。

2 適用範囲

文教大学構内において発生した遺失物および拾得物について適用する。

3 遺失物の提出

大学構内において、物品等を紛失等した者は、所定の届（紛失、盗難届）を教育支援課又は学生課に提出する。

4 拾得物の届出

- （１）構内で取得した物品、現金などは、教育支援課又は学生課に届出ることとし、必要事項を教育支援課にて拾得物情報として記録する。
- （２）教育支援課又は学生課で受理した拾得物は拾得物保管票と共に鍵のかかる場所に保管する。記名等によって所有者等の明らかなものは、教育支援課又は学生課で速やかに所有者へ連絡のうえ、拾得物を引き渡す。

5 拾得物の公示

- （１）貴重品、現金の拾得物は、掲示板に拾得物の期日、品目のみ公示する。公示期間は１週間とする。
- （２）その他の拾得物は、教育支援課又は学生課の陳列ケースに陳列する。

6 拾得物の引渡し

遺失者に拾得物を引き渡すときは、拾得物保管票に記載された事項を指摘し、本人のものであることを確認した上引き渡す。遺失者は、拾得物保管票に必要事項を記入し、教育支援課又は学生課はその情報を記録・管理する。

7 法定の届出

公示期間が過ぎても遺失者が判明しない貴重品、現金は「拾得物届出受取書」の原本（コピーは大学保管）を添えて、警察署に１週間以内に届出る。その際現金を収納している財布、バック等は現金と一緒に取り扱う。

8 拾得物の処分

- （１）上記６による警察に届出た物件は、３か月以内に遺失者の申し出があったときは、直ちに本人を警察にむかわせる。
- （２）上記７による警察に届出た物件は、３か月１４日を経過しても遺失者の申し出のないものは、拾得者がその所有権を取得することになるので大学が管理者として警察から交付された預書を拾得

者に渡す。ただし、大学は報労金を受理しない。

- (3) 上記 7 による警察署への届出の対象外の物品で、大学が保管して 3 か月を経過した拾得物は、大学において処分する。

9 改廃

- (1) この内規の改廃は、大学事務局長が決定する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。